

# SSKO

栃木ダルク

ニュースレター 第107号(2012, 3)

# Grow up!!

Drug Addiction Rehabilitation Center  
**DARC**

## 薬物事犯者にリハビリ「国が大きな一歩」

栃木 DARC 理事長 栗坪千明

今回は、薬物依存症のリハビリに関する新しい制度について書きたいと思う。近年覚せい剤取締法違反によって検挙される人の数は平成16年以降、年間約1万2千人前後で横ばいを続けている。これは平成7年頃のいわゆる第3次乱用期の2万人に比べ減っているが、決して少ない数字ではない。再犯率60%以上という、覚せい剤の依存性の高さをうかがわせるデータもある。こうした現状に対し、国が何の対策も考えてこなかったわけではない。内閣府は乱用防止5カ年戦略を打ち出し、その一環として栃木県では薬物依存症対策推進委員会を設置、一昨年度から執行猶予者に向けた薬物再乱用防止教育事業を平成21年度から行っている。

そして、昨年度6月から法務省保護局では保護観察所を主体に緊急的住居確保、自立支援対策事業として、薬物事犯者が刑務所出所後にリハビリプログラムを受ける期間の生活費を支給するというパイロット事業を開始した。全国に先駆け栃木 DARC に昨年6月にこの制度で一人が入寮した。

薬物乱用先進国かつ、再乱用防止先進国でもある米国には「ドラッグコート」という裁判制度がある。簡単にいうと薬物事犯者にリハビリか受刑かを選ばせるものである。これにより再犯率も下がり、刑務所にかかる莫大な経費の削減にもつながっている。

この制度をそのまま日本に導入するのは難しいとしても、法務省保護局が始めたパイロット事業は、栃木県の再乱用防止教育事業と合わせ、日本版ドラッグコートの実現に向けた動きと考えられる。

これまでの日本には、薬物依存症は病気であるにも関わらず、犯罪であるという視点しかなかったように思う。この考え方や一般の理解不足が再犯率の低下にブレーキをかけていたことは間違いない。このことを踏まえ、国が出所後のリハビリの必要性を認めたということは、とても大きな一歩である。

2011年7月18日（月）東京新聞掲載